

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年2月27日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 村田 有

1. 業務概要

- (1) 業務名 那覇空港等津波浸水早期復旧対策検討業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は航空輸送上、重要な空港であり、かつ、離島空港である那覇空港において、津波による被災後、早期に民間航空機の運航再開を目指すため、72時間(3日)以内のセキュリティライン(空港内への不法侵入を阻止するための対策)の早期復旧・確保に鑑みた事前ハード対策について、発災時の復旧日数短縮、応急対策(ソフト対策)との組み合わせを考慮して全体コストの縮減を図るものとし、併せて、『津波対策に関する技術基準ガイドライン(仮称)』の策定に向けた基礎検討を実施するものとする。また、那覇空港で検討した方策について、高知空港、宮崎空港への適用を検討するものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌平日から 令和7年2月28日まで
- (4) 本業務は、資料の提出等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 参加資格

参加表明書を提出する者(以下、「参加表明者」という。)は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は、(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- 1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3) 開札時まで大阪航空局の令和5・6年度一般(指名)競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」でA等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(令和4年10月3日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- 4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(上記3)の再認定を受けたものを除く。)でないこと。

- 5) 参加表明書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、大阪航空局長より「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）」に基づく指名停止を受けていないこと。（受注者が業務遂行に当たって、その業務を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタントも含む。）
- 6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 7) 平成25年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記いずれかの要件を満たす業務の実績（民間実績、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること。（再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。

- ・同種業務：空港及び港湾における津波対策のガイドライン策定及び技術検討委員会に関する業務

- ・類似業務：津波対策のガイドライン策定及び技術検討委員会に関する業務

- 8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。
なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- ① 以下のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）

- ・国土交通省登録技術者資格※（施設分野：空港、業務：計画・調査・設計）

- ・博士（工学）

- ・土木学会認定技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者の資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。

※「国土交通省登録技術者資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等品質管理に資する技術者資格登録規程」（平成26年11月28日付国土交通省告示第1107号）に基づき、技術者資格登録簿に登録された資格をいう。

- ② 2.7)に掲げる業務の経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。

- ③ 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- 9) 本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

(2) 設計共同体

2. (1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年2月27日付け大阪航空局長）に示すところにより大阪航空局長から那覇空港等津波浸水早期復旧対策検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

3. 競争の適正阻害

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社ま

たは更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社の一方が更正会社または更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

4. 業務実施体制に関する要件

- (1) 本業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- (2) 業務の分担構成が、不明確又は不自然なものでないこと。
- (3) 管理技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出の組織に所属していること。
- (4) 管理技術者は、1名であること。
- (5) 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が大阪航空局の建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 設計共同体の場合は、以下を満たしていること。
 - 1) 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
 - 2) 管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に所属していること。
 - 3) 一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。
 - 4) 一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

5. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力

6. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
- (2) 業務実施方針及び手法
業務の実施方針、業務の理解度及び実施手順、評価テーマに対する技術提案

7. 手続等

- (1) 担当部局
〒540-8559
大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎11階
国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係
電話番号 06-6937-2708
- (2) 説明書の交付期間及び方法
交付期間 令和6年2月27日9時から令和6年3月14日17時まで
交付方法 1) 電子調達システムにより交付する。
2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。

- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
提出期限：令和6年3月15日14時00分まで。
提出場所：上記(1)担当部局に同じ。
提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。
- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
提出期限：令和6年4月18日17時00分まで。
提出場所：紙入札方式による場合は、上記(1)担当部局に同じ。
提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務契約を当該業務契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 8.(1)担当部局に同じ。
- (6) 2.(1)2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も8.(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
また、2.(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）は、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 詳細は、説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

那覇空港等津波浸水早期復旧対策検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年2月27日

大阪航空局長 村田 有

1 業務概要

- (1) 業務名 那覇空港等津波浸水早期復旧対策検討業務
- (2) 業務内容 本業務は航空輸送上、重要な空港であり、かつ、離島空港である那覇空港において、津波による被災後、早期に民間航空機の運航再開を目指すため、72 時間(3 日)以内のセキュリティライン(空港内への不法侵入を阻止するための対策)の早期復旧・確保に鑑みた事前ハード対策について、発災時の復旧日数短縮、応急対策(ソフト対策)との組み合わせを考慮して全体コストの削減を図るものとし、併せて、『津波対策に関する技術基準ガイドライン(仮称)』の策定に向けた基礎検討を実施するものとする。また、那覇空港で検討した方策について、高知空港、宮崎空港への適用を検討するものである。
- (3) 履行期限 令和7年2月28日

2 申請の時期

令和6年2月27日から令和6年4月18日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)までの間の09時00時から17時00時まで。

3 申請の方法

- (1) 担当部局
〒540-8559
大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎11階
国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係
電話番号 06-6937-2708
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)
- (3) 申請書の交付期間
令和6年2月27日9時00分から令和6年3月14日17時00分まで
- (4) 申請書の交付方法

交付方法 1) 電子調達システムにより交付する。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない 入札参加希望者は、(1)に問い合わせること。

(5) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に那覇空港等津波浸水早期復旧対策検討業務 設計共同体協定書(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。提出場所は、(1)に同じ。

(6) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、「競争参加資格に関する公示」(令和4年10月3日付け国土交通大臣官房会計課長。以下「令和4年10月3日付け公示」という。)別記4により総合数値を付与してA等級に格付けされた場合は、設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 大阪航空局における「建設コンサルタント」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 令和4年10月3日付け公示5(3)から(5)までに該当しないものであること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務分野が、業務内容により、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務分野を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同企業体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成11年1月26日付け空契第58号)の別紙に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格がA等級に認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要であ

る。また、この場合において、設計共同体が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4
(1) ②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務の契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「那覇空港等津波浸水早期復旧対策検討業務●●・▲▲設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る発注手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。）」（令和6年2月27日付け支出負担行為担当官 大阪航空局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。